



交通安全オホーツク

第14号

北海道警察
北見方面本部
交通課
【北のひろめーる】
令和6年6月11日

運転中にスマートフォン 携帯電話等 通話や画像注視はダメ!



道路交通法上の禁止規定

携帯電話等 使用の禁止

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使用してはならない。

画像注視の 禁 止

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話等に表示された画像を注視してはならない。

	反則金	罰 則	点数
規程に違反をして交通の危険を生じさせた場合	適用なし	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	6点
規程に違反して携帯電話を通話のために使用し又は手で保持して画像を注視した場合等	大型車25,000円 普通車18,000円 二輪車15,000円 原 付12,000円	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	3点

通話しながら、画像を見ながら
安全に運転ができますか？

できません!



～ストップ・ザ・交通事故 めざせ安全で安心なオホーツク～